

平成 29 年度第 2 回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 12 月 20 日（水） 東京都庁第一本庁舎 16 階特別会議室 S6	
出席委員	上智大学大学院法学研究科教授（委員長） 工学院大学建築学部建築学科教授（委員長職務代理者） 日本大学総合科学研究所教授 （元）会計検査院官房審議官 弁護士（第一芙蓉法律事務所） 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科准教授 弁護士（白石綜合法律事務所） （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 弁護士（兼子・岩松法律事務所） 弁護士（オリック東京法律事務所）	楠 茂 樹 遠 藤 和 義 有 川 博 飯 塚 正 史 木 下 潮 音 小 池 孝 子 志 賀 こ ず 江 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 森 岡 誠 若 林 美 奈 子 （敬称略・計 11 名）
審議事項	(1) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会審議結果について (2) 平成 29 年度東京都入札監視委員会第 2 回第一監視部会審議結果について	
議案の概要	平成 29 年度東京都入札監視委員会第 1 回制度部会及び第 2 回第一監視部会の審議結果、入札制度改革の試行状況についての報告を受け、委員会として情報を共有するとともに意見交換を行った。	
委員会による審議結果報告	各委員の意見、内容を踏まえ、今後の検証を進めていくこととする。 制度部会への申し送り事項と、第一監視部会の継続審議について、事務局で必要な作業を進めることとする。	
事務局からの報告	今後の日程について	
委員からの意見等の概要	<b>【制度部会審議結果報告について】</b> ○ 低入札価格調査の調査体制が整う自治体では、できる限り低入札価格調査制度を実施すべき。簡単に最低制限価格制度へ戻ることは避けるべき。 ○ 低入札価格調査が、価格による失格基準等によって実質的に最低制限価格制度と同じ内容とはならないよう注意が必要。 ○ 低入札価格調査で、過去に社会保険未加入があれば失格とするのではなく、加入を約束する等の方法があるのではないかと。 ○ 最低制限価格制度・低入札価格調査制度の目的は、工事の品質確保。目的に外れた運用とならないよう注意が必要。 ○ 11 月末現在、まだ、予定価格の累計額が昨年度 1 年間の約 18%であるため、検証のためのデータ収集には、時間が掛かる。 ○ 1 者中止後の再発注要件見直し内容については、効果的な手法で行えるよう、引き続き、データの蓄積が必要。 ○ 希望 1 者以下の割合が前年度比で減っている理由について、ダミー入札も考	

えられるのではないか。

- 再発注時に予定価格が変わる場合は、合理的な理由説明をする必要がある。
- 一者入札中止後再発注での工期の遅れは関心の高い内容である。

**【第一監視部会審議結果について】**

- 同一事業者が長期に受注している案件について、競争性のある発注方法を検討すべき。
- 談合情報の扱いについて、制度部会にて調査フローチャート等のチェックを行う。
- 談合情報に基づき手続きを中止した場合、その後の発注方法について検討すべきではないか。
- 談合情報の投書には、事実と反する情報が混ざっていることもあるので、振り回され過ぎるのも問題である。しっかりと説明できれば良いと思う。